

甲佐町議会だより

第124号



清流

平成20年2月15日

発行 甲佐町議会

発行責任者 議長 中村幸男

12月定例会



輝け！甲佐の新成人

- 宮内校区の地域振興策に関する要望を採択 ②
- 平成18年度各会計決算を認定 ③
- 論点、Q&A そこが知りたい ④～⑤
- 一般質問3人 ここが聞きたい ⑥～⑧
- 請願・陳情 ⑨
- 傍聴席から一言・議員研修 ⑩

12月定例議会

宮内校区の地域振興策に関する要望書 全会一致で採択

平成19年12月定例会は、12月14日に招集され18日までの5日間の日程で開催されました。今定例会は、空白となっていました副議長に山内勲議員が選出され、平成18年度一般会計補正予算、条例案件、請願・陳情・要望案件などについて審議しました。「後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願」については不採択となりましたが、他の案件についてはいずれも原案通り可決しました。

なお、一般質問には、3人の議員が登壇し町政全般について質問しました。

要望第7号

「宮内校区の地域振興策に関する要望書」

12月定例会会期中の12月17日に宮内小学校保護者代表のP.T.A.会長鈴田桂一郎氏、宮内校区住民代表の区長会長園田豊氏

2名から、議長に要望第7号「宮内校区の地域振興策に関する要望書」の提出があり、定例会最終日の12月18日、本会議に追加提案され、全会一致で採択されました。

この要望は、『現在町

当局が、宮内小学校を甲佐小学校に統合する方向で施策を進めているが、

地域の殿堂とも言える宮内小学校が無くなるとい

うこととは、耐え忍び難いものである。しかし、現実問題として、少子高齢化に伴う児童数の減少による教育上の諸課題等で統合もやむを得ないと判断する。ただ宮内の殿堂が無くなることによる地域の衰退化や統合後の児童の通学・教育環境等について不安要因があることも事実である。』ということで、次の事項についての要望です。

3 児童の登下校時における交通手段の確保について

4 伝統文化・伝統芸能の保存・継承について

5 甲佐小学校児童との

6 その他、宮内地域の振興施策の実行について

事前交流の実施について

されました。

空白となっていました副議長の選挙が行われ、山内勲議員が全会一致で選出されました。

副議長の選挙



統合後有効な利活用が求められる宮内小学校

上益城消防組合の組合議会議員の補欠選挙

12月17日付け山内副議長の上益城消防組合の組合議員の辞職許可に伴い、同組合議員の補欠選挙が追加提案され、緒方哲哉議員が全会一致で選出されました。



条例案件

例　職員の採用等に関する条

町長がマニフェストに掲げているエキスパートに職員の採用ができるようになる条例で、全会一致で可決しました。

○甲佐町国民健康保険税

条例の一部改正

○
一般會計

補正予算

正を可決しました。主なものは次のとおりです。

- ①重度心身障害者医療費助成金等の扶助費に441万円
- ②次世代育成支援対策施設整備事業交付金に5940万円
- ③乳幼児医療費助成金に230万円
- ④県営鵜の瀬堰災害復旧

決算認定

決算認定

○介護保険特別会計、有線放送特別会計、水道事業会計の補正予算についても、それぞれ可決しました。

○町の旅館の管理運営について、町の責任においては、

うどうあるべきか等十分検討し、また、将来において職員の空洞化を招かないよう柔軟に実施すべきである。

總務課

○防災行政無線において その目的が果たされるよ う、聞こえ難い等の諸問 題を改善すべきは改善す **総務課**

産業振興課

○商店街の活性化については、長年にわたつて重要な課題である。商店街と積極的に意見交換等を取り組んでいくことを望む。

○JAへの補助金は、各部会へ振り分けられるが、各部会の実情を踏まえたところで、他町の均衡を図られるよう望む。

学校教育課

○「通学路危険箇所マップ」が作成され、危険箇所が把握されている。これを基に、立て札等必要な箇所への配備を進め、計画的な整備を望む。

建設課

○町営住宅は、耐用年数が過ぎているのがかなり見られる。場合によつ

学校教育論

○JAへの補助金は、各部会へ振り分けられて、各部会の実情を踏まえたところで、他町との均衡を図られるよう努めます。

建設課

○町営住宅は、耐用年数が過ぎているのがかなり見られる。場合によつて

人權擁護委員候補者
の推薦

人権擁護委員候補者
麻生原の新田るり子さ
の推薦が提出され適任
あると答申をしました。

卷一

いて、これを行わなければならぬ。

保健衛生課

は危険な住宅ともなりかねないので、近い将来

に、もつとPRしながら利用者が増加するよう検討をされることを望む。

産業振興課

○商店街の活性化については、長年にわたっての重要な課題である。商店街と積極的に意見交換等を取り組んでいくことを望む。

○JAへの補助金は、各部会へ振り分けられていて、各部会の実情を踏まえたところで、他町との均衡を図られるよう望む。

学校教育課

○「通学路危険箇所マップ」が作成され、危険箇所が把握されている。これを基に、立て札等必要な箇所への配備を進め、計画的な整備を望む。

建設課

○町営住宅は、耐用年数が過ぎているのがかなり見られる。場合によっては、手当を施し、町民の利用者が増加することを望む。

選舉委員会 委員（補充員）の選舉

定例会最終日に、指名推薦の方法により甲佐町選舉管理委員会委員（補充員）の選舉が行われ、次の方々が選任されました。

○委員

宮内校区	井芹典治
甲佐校区	赤星脩
乙女校区	井本澄雄
白旗校区	緒方聖次

○補充員

竜野校区	①高田富雄
乙女校区	②安達満昌
白旗校区	③中嶋敬介
甲佐校区	④西村祐

人権擁護委員候補者の推薦

人権擁護委員候補者 麻生原の新田るり子さんの推薦が提出され適任であると答申をしました。

ここが 知りたい

Q & A

12月定例会 質疑より

鵜の瀬堰の災害復旧事業は

鵜ノ瀬の伝説（甲佐町史より）

加藤清正は民百姓の生活の苦しみを救わんとの自身の誠意を、神意に訴えました。

ある夜、幾度も壊れる新堰の辺りに、鵜ノ鳥が、川の流れを横ぎつて向こう岸まで、美しく並んで泳いでいる夢を見ました。これはきっと神のお告げと喜び、夜の明けるのも待ち遠しく、まだ暁の星の光が甲佐岳の上に輝いている頃、馬を飛ばせて新堰の畔に行くと、夢そのままに、数十羽の鵜ノ鳥が向こう岸まで並んでいます。これぞ正に神のみちびきと喜んで清正は、鵜の鳥が並んでいた形に、堰を築きました。そのために鵜ノ瀬の名があると伝えられています。

Q 旧事業はどのような形で復旧されますか

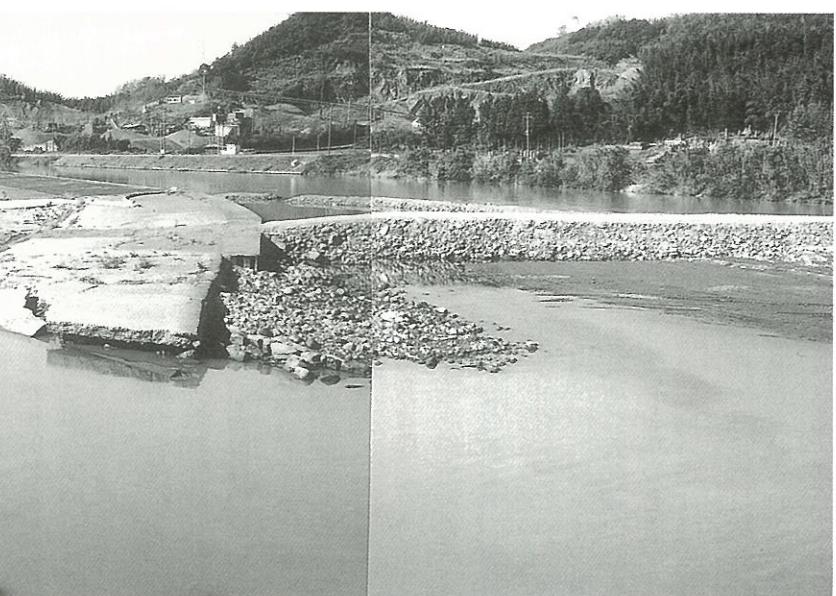
A 事業主体は熊本県です。堰の決壊部分は長さ30m、クラック部分は26・5m、併せて56・5mの原形復旧です。生コンの使用量は2800m³を使用して復旧します。他に4tブロック151個を堰体保護のため敷きつめます。今年3月末完成を予定しています。

甲佐町一般職の任期付職員とは

Q 甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例が制定されました

A 採用の条件として

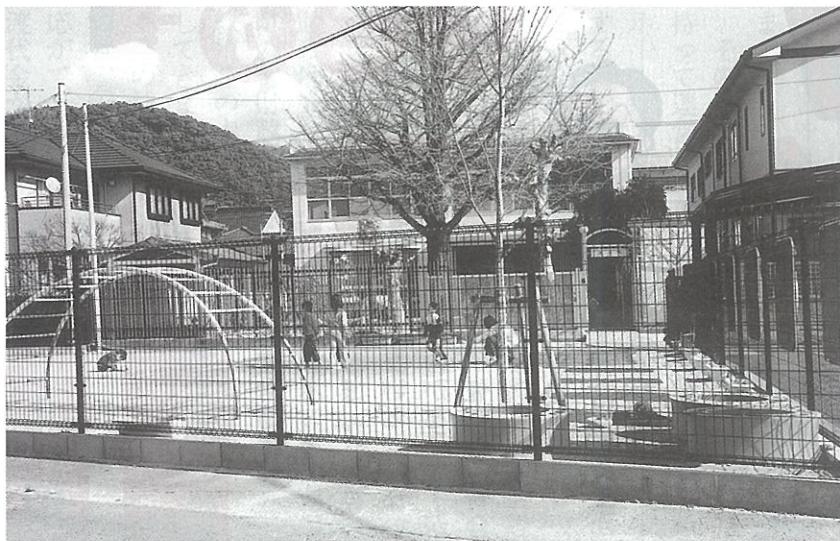
一、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、その者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合、



災害復旧事業施工中の鵜ノ瀬堰

二、専門的な知識経験を有する者を、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要であるとき選考によって任期を定めて採用する。

三、任期は更新を含めて5カ年を超えない範囲で採用できる条例です。



保育園で遊ぶ園児達

私立保育所施設整備補助金交付条例の廃止とは

A 今まで、施設整備についての国からの交付金が県の1/4補助、残額は保育所事業者負担で整備されていました。

Q 私立保育所施設整備補助金交付条例の廃止の理由は

たが、三位一体の改革で交付税算入で県に交付されていましたのが、町に交付されることになりました。そのため、甲佐町次世代育成支援対策施設整備事業交付金等交付要綱を別に定めるため廃止するものでした。

A 世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯主（擬制世帯主を除く）で、
一、年金の受給者が年額18万円以上の方
二、国保保険税と介護保険税との合算額が年金額の1/2を超えない方

を満たす方は4月から年金より特別徴収（天引き）となります。

特別徴収対象者以外の方は今までどおりの普通徴収です。

国民健康保険税の特別徴収とは

A 国民健康保険税の徴収方法が特別徴収により行われることになりましたが

Q 国民健康保険税の特別徴収とは



A 甲佐小学校の改築が計画されています

Q 学校給食センターの設計の計上がされていますが

し、その跡地あたりに校舎を建設し、校舎が完成しましてから、現在の校舎、給食センターを解体し体育館を建設したいと考えています。給食センターは校舎に併設した建



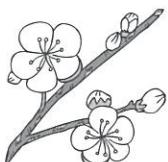
新たに建設される給食センター

後期高齢者医療制度とは

A 高齢者世代と現役世代の負担の明確化、また公平な保険料負担の確保を目的としている制度です。

Q 今年4月から後期高齢者医療制度とは

保険料の額は、熊本県後期高齢者医療広域連合議会で決定され、保険料は原則として一人ひとりの年金から差し引かれます。



本田 新議員

民営化後、緑川荘の運営についての指導は町、県で指導監督を行う

本田 新議員

民営化後の緑川荘が、そこに住む高齢の方にとつて、十分なサービスが受けられるかが大事でありますので、健全に運営されているかを町が監督できますか。

松永総務課長

民営化後は、社会福祉法人が運営を行います。町は、措置権者として指導監督はできます。また県の指導監査もあると考えます。



民営化後の緑川荘の運営は

本田 新議員

この建物の耐用年数は65年で、あと45年あります。補助金返還というリスク、義務が町に残ると聞いていますがどうですか。

松永総務課長

もし転売した場合には、町に補助金の返還義務が生じますので、老人ホームを存続させることを条件にした契約案を考えています。

過疎債は継続の要望活動を、合併は郡内の動向を視野に

本田 新議員

過疎債の时限が、あと2年後に迫っていますが、その見通しについてまた、城南町の動向が注目されている町村合併はどう考えていますか。

松永総務課長

坦地区の動向も視野に入れながら考えていくべきと思っています。

奥名町長

中山間、農地水保全の



平成15年の合併協議会

事業費補助の形で検討中

本田 新議員

町は、行政区助成金、中山間の補助金、農地水の補助金、原材料支給をもって、行政区に支援されていますが、今後はどのように考えておられますが、また、各部落間の格差については調査をお願いしたいと思います。

奥名町長

補助金は期間限定です。また、行政区交付金は現在、均等割、人口割、世帯割で算出していますが、行政改革プログラムで検討中であり、廃止ではなく事業費補助の形に再編することも考えています。部落格差についても、算出基準のいろんな条件を加味し十分調査検討したいと考えています。

過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月までの時限立法です。この法律の継続が望まれるところであり、それぞれの関係団体等に要望活動を実施しながら今後の国の方進め方を見守っていきたいと思います。また、合併については、郡内の平

過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月までの時限立法です。この法律の継続が望まれるところであり、それぞれの関係団体等に要望活動を実施しながら今後の国の方進め方を見守っていきたいと思います。また、合併については、郡内の平



原材料支給による農道舗装

行政区助成金の支援は。

『後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願』不採択

熊本県社会保障推進協議会の鳥飼香代子会長から提出され、井芹しま子議員が紹介議員となつた『後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願』は、最終日、本会議に提案されました。賛成少数で不採択となりました。

【請願趣旨】

2008年4月から実施されようとしている後期高齢者医療制度には、様々な問題があり、75歳以上の高齢者のいのちと健康が心配される。

【請願項目】

一、2008年4月からの実施を凍結した上で全面的見直しをすすめること。

一、これまで保険料負担のなかつた扶養家族も含めて75歳以上のすべての高齢者に保険料を賦課することをやめること。

一、月額15000円以上の年金受給者からの機械的な保険料天引きをやめること。

一、低所得者の医療を排除する資格証明書や短期保険証の発行をやめること。

『トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての陳情』採択

トンネルじん肺根絶九州訴訟原告団の高濱継雄団長、全日本建設交運一般労働組合九州支部熊本分会の大野孝市分会長から『トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての陳情』は、

本会議において提案され、全会一致で採択されました。

【陳情趣旨】

ILO・WHOは、「2015年には地球上からじん肺を根絶すべきである。そのために、各國政府は、じん肺根絶に向けた計画を策定すべきである。」との意見を表明している。じん肺は、粉じん職場で働いた後、数年から数十年経過後に発症する疾病であることからすれば、2015年にわが国でじん肺根絶を実現するため直ちに根絶に向けた諸政策を実行することが必要である。

【意見書要求項目】

1 国は、2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。

『宮内小学校の統廃合問題の破棄に関する陳情の取下げ願』許可

平成19年9月5日に提出された『宮内小学校の統廃合問題の破棄に関する陳情書』の取下げ願いが12月17日議長へ提出され、翌18日の本会議において全会一致で許可されました。

取り下げの理由は次のとおりです。

【理由】

町当局の保護者及び住民に対する説明を伺い、少子高齢化に伴う児童数の減少による教育上の諸課題や社会環境の変化など、学校の統廃合も将来的にはやむを得ないものとの判断に至り取り下げいたしました。



宮内小学校正門の「梅とボシドラと文化の宮内の郷」

- 2 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺補償基金制度」を早急に創設すること。

傍聴席からの一言

広報と私

東寒野 宮本和子

昨今、年金問題やガソリン税など私たちの生活に直接関わる問題が多く、それらの情報は毎日のようになります。しかし、毎日が我が家と職場の往復の繰り返しである私は、「議会だより」もさつと目を通す程度で、一番身近な政治である町の行政はどうなっているか、また議会で今何が議論されているのかを知る機会がほとんどありませんでした。

それが、2年前に私が組長として部落のお手伝いをするようになつてからは、町から配布物を配る前には、必ず内容を確認するので、「議会だより」もしつかり読むようになりました。読み出すと、甲佐町の今抱えている問題や議論すべき課題、議員さん達の考え方や活動などが分かり、どんどん町の行政への関心が深くなりました。私のように議会を聞きに行くことが出来ない人達にとって、「議会だより」は町の行政について詳しく知る貴重な手段です。ですから、今まで関心のなかつた人達が、町の行政に关心を持つきっかけになるよう、今以上により分かりやすく、より充実したものにしていくて欲しいと思います。

私も、有権者の一人という自覚を持って、選んだ議員さんがどのように活躍していかれるのか、「議会だより」を通じて期待を込めて見守つて行きたいと思っています。



兵庫県多可町での研修

議会研修報告

本町議会は、奥名町長同行のもと、10月24日・25日に、兵庫県多可町の「総合型地域スポーツクラブ」及び香川県琴平町社会福祉協議会の「地域通貨」について行政視察研修を行いました。

多可町での研修は、「スポーツクラブ21ひょうご」事業推進ガイドラインにより、事業の趣旨、クラブの目標像、推進体制等の説明が行われ、その後、本町議員から会員、指導員、体協の予算、県の補助、事務局等の質問がありました。この中で、スポーツで競うことと生涯スポーツは共存できるし、会費においては健康づくりだから金を払う、スポーツをすることで利益を得ているから会員に対するサービスはいらないとの言葉がありました。

甲佐町においても、本年は5種目のクラブの設置

を目指しており、この研修で学んだクラブの運営等を町民の方々に十分理解を得る事が肝要であると思いました。

琴平町社協での研修は、まず社会福祉事業及びその他社会福祉を目的とした事業の説明があ

りました。その後「地域通貨」ができる背景から発足までの説明があり、誰もが気軽に「してあげる・してもらう」関係をもう一度築ける仕組みとして「ボランティア交換券」が発足したことです。問題点として、この通貨があまり流通していないことでした。原因として他の福祉制度が充実していること等が挙げられました。

これから協働のまちづくりの構築には、地域住民の自主的参加が不可欠であり、地域づくりの価値観を共有し、更には自己実現に重きをおいた新しいボランティア活動機会を創出するため、地域通貨の導入は、大いに期待されるところでもあります。この事業に商店街が値引き等、円との関連性を摸索し、自主的参加することで、商店街の活性化を含め、新たな協働のまちづくりに資することができると思いました。

編集後記

十二支が一巡りし、新しい子年が始まりました。吉運の年にしたいものです。今年も町民の方々のご愛読とご協力をよろしくお願いいたします。

新年の決意も新たに広報紙作りに委員一同頑張ります。

議会広報編集委員会

委員長 本田新
副委員長 本郷昭宣
委員 緒方哲哉
委員 宮川安明
委員 井芹しま子